

琵琶湖森林づくりガイド

～琵琶湖森林づくり県民税を活用した取り組み～

平成27年度



滋賀の森林を健全な姿で

琵琶湖の重要な水源である滋賀の森林は…

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であり、土砂の流出を防ぎ、生物多様性を保全し、木材を産出し、二酸化炭素を吸収するなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。しかし、様々な社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、木材などの森林資源が利用されなくなり、手入れの行き届かない森林がみられるようになりました。

このまま放置すれば、森林の持つさまざまな機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

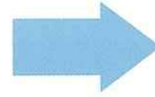
近年、目的不明な水源林の買収、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護、森林所有者の不在村化などによる林地境界の不明瞭化など新たな課題も生じています。

滋賀の森林づくりの展開は……

このような森林・林業を取り巻く課題を解決するために、滋賀県では次のような取り組みを進めています。



暗くて下草も生えない森林やシカの食害により植生が失われた森林では、土砂災害が起こりやすくなります。



さまざまな樹種が混交することで、多面的な機能をより発揮する森林になります。

琵琶湖森林づくり条例

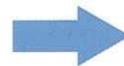
平成16年4月施行、平成27年3月改正

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

また、近年大きな問題となっている目的不明な水源林の買収、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護や林地境界の不明瞭化などに対応するため、平成27年3月に条例を改正し、県は必要な措置を講ずることとしています。

目的

森林の多面的機能（水源涵養^{かん}、県土の保全、木材等の供給、地球温暖化防止など森林の多様な働き）の持続的発揮



琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

琵琶湖森林づくり基本計画

平成17年度（2005年度）～平成32年度（2020年度）

条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

基本施策

- (1) 環境に配慮した森林づくりの推進
- (2) 県民の協働による森林づくりの推進
- (3) 森林資源の循環利用の促進
- (4) 次代の森林を支える人づくりの推進

両輪で展開する森林づくり

* 木材利用による林業・木材産業の振興 *

造林事業、林道事業
林業担い手対策、木材利用促進対策
治山等の防災事業・病虫害対策

従来事業で実施

「環境重視」と「県民協働」という
新たな視点に立つ

* 琵琶湖森林づくり事業 *

琵琶湖森林づくり県民税を活用して実施

未来へ引き継ぐために！

琵琶湖森林づくり県民税のしくみ

基本計画を着実に実行するために、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりを推進することと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民との協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った「琵琶湖森林づくり事業」を展開するために必要な費用として、県民の皆さまから「琵琶湖森林づくり県民税」をいただいております。

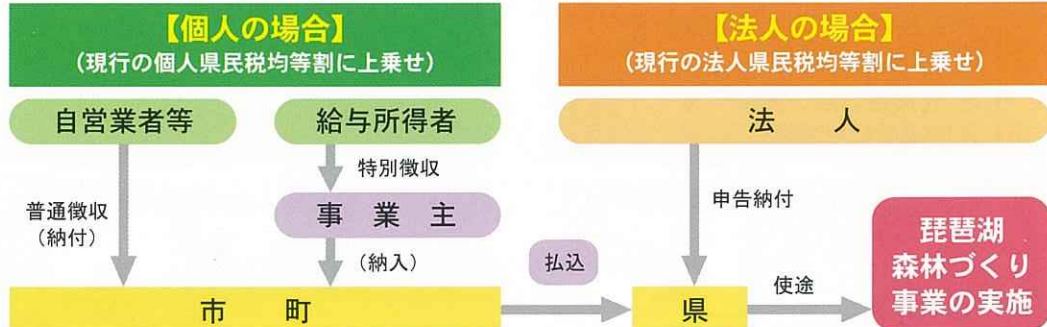
納税義務者

- 個人：1月1日現在で滋賀県内に住所等を有する人
(県民税均等割が課税される人が対象となるので、所得が一定の基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。)
- 法人：滋賀県内に事務所等を有する法人等

納める額

- 個人：1人年額 800 円（現行の個人県民税均等割 [1人年額 1,000 円] に上乗せ）
- 法人：資本等の金額により年額 2,200 円から 88,000 円まで

納付方法



施行時期

平成 18 年 4 月から施行しています。

事業内容の公表等

- 事業の効果や用途の妥当性について、滋賀県森林審議会にて評価します。
- 事業の透明性を確保するため、毎年度事業内容を公表します。

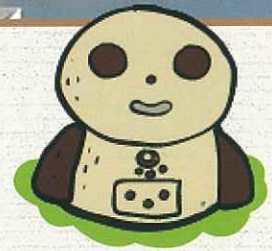
琵琶湖森林づくり事業については、県ホームページでも紹介しています。
http://www.pref.shiga.lg.jp/d/mori/shinrinzei_jigyo/

寄附について

琵琶湖森林づくり事業の主旨にご賛同いただいた個人様や企業様につきましては、社会貢献活動の一環としてのご寄附も受け付け、上記の県民税と合わせて事業に活用しております。ご寄附の詳細につきましては、県森林政策課までお問い合わせください。

森から生まれた

しがの森の精・ボズー



ボズーは、森からやってきた、小さなメッセンジャー。
森づくりのために、新しい一歩を踏み出す私たち人間をみちびく。

ボズーは、緑ゆたかな、しがの森の住人。
森と湖の成り立ちや営みを、心得ている。
そのからだは、森から生まれた。

こどもや、若者や、オトナたちへ。
森と湖の声なき声の代弁者として、
メッセージを発信する……。

しがの森の精・ボズー (BOZU)

森づくりに親しみを感じていただくために、
森の精ボズーを琵琶湖森林づくりのキャラクターとしました。

原作：たなべひろし 制作：近藤卓也

平成27年度 琵琶湖森林づくり事業の予算について

⑤ 森林の大切さをPR

16,102千円

協働の森づくりの啓発事業

⑥ みんなで森づくり

7,509千円

県民参加の里山づくり事業
【4件の協定】
木の駅プロジェクト推奨事業
【5地域】
流域の森林づくりを考える会
推進事業 【6流域】

⑦ 木の良さを活かす

178,779千円

木の香る淡海の家推進事業
【新築135戸程度】
木の学習机等木製品利用促進事業
びわ湖材利用促進事業
木質バイオマス利活用促進事業
森の資源研究開発事業
「びわ湖材」産地証明事業

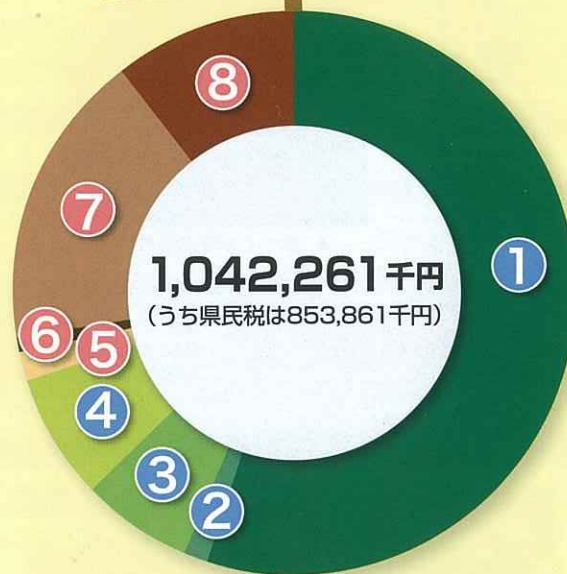
⑧ 森林環境学習

107,694千円

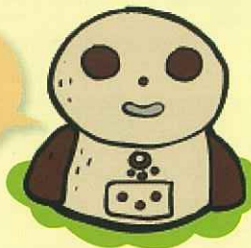
ウッドスタート支援事業
森林環境学習「やまのこ」
事業【235校】
ウッド・ジョブ体感事業
【4市町モデル取組】

環境重視▶

◀県民協働



県民税はどの事業に
どれくらい使われる
予定なの？



※事業費は、ここに紹介した事業以外に、県庁内提案事業等を含んでいます。

① 健康な森林をつくる

575,194千円

環境林整備事業 【650ha】
農地漁場水源確保森林整備事業
【270haの除間伐、29.6kmの路網整備】
森林吸収源確保対策事業
【35haの次世代森林育成対策、13千㎡のCO₂固定対策】
放置林防止対策境界明確化事業
【1,037haの明確化】
森林境界情報強化事業
【3市町モデル取組】
森林環境の調査研究
森林動物対策事業
水源林保全対策事業
【水源林保全巡視員を5名配置】

② 長伐期林への誘導

14,492千円

長寿の森奨励事業 【4,011ha】

③ 間伐材の利用

67,000千円

地球温暖化防止対策県産材供給
支援事業 【3万5千㎡】
間伐材搬出対策事業
【1,900mの路網整備、10事業体の機械化促進】

④ 里山の整備

75,491千円

里山リニューアル事業【67.9ha】
里山防災整備事業

このリーフレットの内容についてご不明な点は、

最寄りの窓口または森林政策課までお気軽にお問い合わせください。



最寄りの
窓 口
お 問 い
合 わ せ 先

- 西部・南部森林整備事務所 TEL. 077-527-0655
- 西部・南部森林整備事務所高島支所 TEL. 0740-22-6029
- 甲賀森林整備事務所 TEL. 0748-63-6116
- 中部森林整備事務所 TEL. 0748-22-7718
- 湖北森林整備事務所 TEL. 0749-65-6616

琵琶湖森林づくりガイド

滋賀県 琵琶湖環境部 森林政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL. 077-528-3914 FAX. 077-528-4886

e-mail : dj00@pref.shiga.lg.jp

森林政策課ホームページ ~森林と人をつなぐ~

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/rimmu/index.html>



この事業は「琵琶湖森林づくり県民税」
を活用して実施しています。

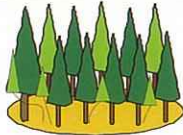
森林所有者の皆様へ……環境を重視した森林づくり

1 陽光差し込む健康な森林づくり事業

適切な森林管理を支援することで、地球温暖化防止に役立つ二酸化炭素の森林吸収源確保と、多様で健全な森林づくりを目指します。

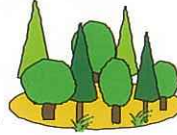
1 「環境林整備事業」 <市町または森林組合が実施>

事業概要



手入れが進まない人工林

市町・森林組合・森林所有者の協定※1、市町または森林組合による整備の実施



環境林※2

対象森林：森林経営計画が作成できないなど、手入れが進まない人工林

- ※1 協定：協定期間内の皆伐の禁止など
- ※2 環境林：様々な樹種が混交することで、多面的な機能をより発揮する森林

2 「農地漁場水源確保森林整備事業」 <森林組合等が実施>

事業概要

除伐、間伐※



支援

- ・農地の水源確保
- ・漁場の環境改善

※ 農業用水の安定確保や漁場環境の改善が求められる特定の区域での実施

3 「森林吸収源確保対策事業」 <森林所有者、森林組合への支援>

事業概要

- ・獣害防止施設の設置
- ・間伐材の搬出

支援

- ・次世代森林の育成
- ・二酸化炭素の固定



▲ 防護柵

4 「放置林防止対策境界明確化事業」 <市町等が実施>

事業概要

- ① 事前調査※1
- ② 現地調査※2
- ③ 測量の実施※3

3年以内に実施

適正な森林管理の推進

- ※1：集落会議等の開催、登記簿等による調査など
- ※2：所有者の現場立会、境界への目印の設置など
- ※3：境界杭の設置、GPS測量の実施など



▲ 境界明確化のための調査

5 新 「森林境界情報強化事業」 <県、市町が実施>

事業概要

- ① 推進協議会の設立
- ② 研修会開催
- ③ 基礎情報整理

森林の基礎情報の強化



▲ 少花粉スギの苗畑

6 「森林環境の調査研究」 <県が実施>

事業概要

- 手入れ不足の人工林を明示した「間伐促進マップ」の作成
- 少花粉スギ・ヒノキ普及推進のための効率的な種子生産

「森林動物対策事業」 <県、市町等が実施>

事業概要

- ニホンジカの捕獲に対する助成
- 地域ぐるみでのニホンジカの捕獲
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

【窓口：自然環境保全課】

- ・農林業被害の軽減
- ・森林生態系や土壌流出への影響の低減



▲ ニホンジカ



▲ 剥皮被害

2 長寿の森奨励事業

成熟期を迎える森林を、手入れの行き届いた70～80年生の「長伐期林」に誘導することで、より水源涵養機能の高い森林に導きます。

<市町を通じて森林所有者等が実施>

事業概要

市町と森林所有者等との協定※1



対象行為※2の実施

支援※3

原則、H22までに協定を締結した46～60年生の人工林



▲ 整備されている森林

- ※1 協定内容：伐期の設定（スギ70年・ヒノキ80年以上）と伐期までの皆伐の制限、間伐計画時期、対象行為の実施など
- ※2 対象行為：① 作業路等の刈り払い、維持補修 ② 獣害防除施設（テープ巻き、防護柵等）の補修、追加 ③ 協定区域の現地標示（看板の設置）
- ※3 支援（交付金の交付）：対象森林1ha当たり最高5千円/年



琵琶湖森林

3

森林を育む間伐材利用促進事業

間伐材を搬出・利用することで、資源の循環と二酸化炭素の固定による地球温暖化防止に貢献します。

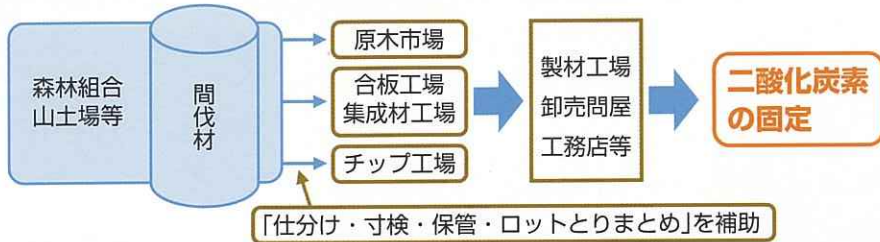
二酸化炭素の固定とは…

木材は、腐ると二酸化炭素(CO₂)と水に分解されます。間伐材を木製品として利用することで、CO₂を木の中に閉じこめておくことができます。



1 「地球温暖化防止対策県産材供給支援事業」 < 森林組合等が実施 >

事業概要



▲ 木材流通センター(滋賀県森林組合連合会)

2 「間伐材搬出対策事業」 < 市町または森林組合等が実施 >

事業概要



森林所有者の皆様へ

今まで間伐材を搬出できなかった場所でも、施業の集約化とあわせて間伐材搬出道と高性能林業機械を組み合わせれば、間伐材の搬出が可能となります。裏面の問い合わせ窓口までご相談ください。



▲ 高性能林業機械

4

里山リニューアル事業

荒廃している里山を手入れして、地域住民等が森林に親しみ利用できる場所にします。

1 「里山リニューアル事業」 < 市町が実施 >

事業概要



▲ 荒廃している里山

市町・森林所有者・維持管理者の協定※1

森林整備

- ・里山整備タイプ(枯れたマツ、ナラ等の除去、竹林の整備など)
- ・緩衝帯整備タイプ(野生獣の生息防止を目的とした整備)



▲ 地域住民等が親しみ利用できる森林



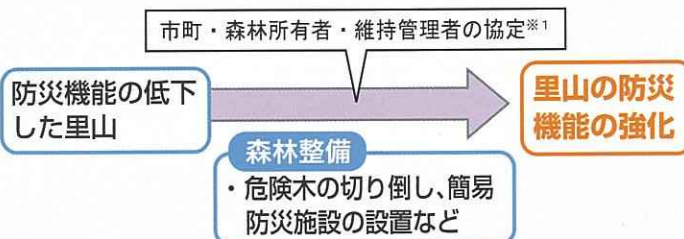
森林所有者の皆様へ

事業の趣旨をご理解の上、市町等と協定を締結してください。なお、事業は市町が実施します。

※1 協定内容: 協定期間(5年以上)、区域、維持管理方法、地域住民等への開放と活用の促進、転用の制限など
補助率: 10/10以内(補助金上限額 70万円/ha)

2 「里山防災整備事業」 < 市町が実施 >

事業概要



▲ 施工前



▲ 施工後

※1 協定内容: 協定期間(5年以上)、区域、維持管理方法、転用の制限など
補助率: 10/10以内(補助金上限額 150万円/ha.ただし森林整備分は70万円/ha)

「巨樹・巨木の森整備事業」 < 市町が実施 >

[窓口: 自然環境保全課]

市町と森林所有者等との協定に基づき実施される巨樹・巨木の保全活動、周辺整備を支援

「巨樹・巨木の森保全検討事業」 < 市町が実施 >

[窓口: 自然環境保全課]

巨樹・巨木の森の現地調査、保全対策の検討

づくり事業



5

協働の森づくりの啓発事業

森林の価値や、琵琶湖森林づくり県民税の目的・使い道を県民の皆様様に説明するとともに、森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や税制度への理解と関心を高めます。

<県、市町などが実施>

事業概要

「協働の森づくり」の情報発信

森林づくりへの参加機会を提供

琵琶湖森林づくりパートナー協定

滋賀県森林 CO₂ 吸収量認証制度

- ・森林づくりへの理解
- ・森林づくり参加促進
- ・税制度への理解



▲ 森づくり交流会の様子

県民の皆様へ

毎年10月1日は

「びわ湖水源のもりの日」

10月は「びわ湖水源のもりづくり月間」

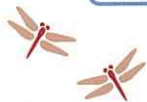
です。様々な活動が開催されます。ぜひご参加ください。

※協働の森づくり応援サイト

「森づくりネット・しが」もご覧ください。

森づくりネット・しが

検索



6

みんなの森づくり活動支援事業

県民が森林づくりに積極的に参画いただけるよう、地域の活動団体による森林づくりや、流域の森林づくりのあり方について県・市町等に提案する会の活動を支援します。

1

「県民参加の里山づくり事業(里山協定林推進事業)」 <里山保全グループと市町が実施>

事業概要

市町と里山保全グループ(複数団体)と森林所有者との協定



保全グループの継続的な活動による里山保全

- ・里山保全活動、機械器具購入^{※1}
- ・市町が補完的に行う事業^{※2}

※1 補助率2/3(補助金上限額 保全活動:40万円/年、機械器具購入:300万円/1協定)

※2 森林整備、施設整備、機械器具購入



▲ 里山保全活動の様子

森林所有者の皆様へ

事業のフィールドとして、所有されている森林をご提供いただくようお願いいたします。なお、その場合には、市町と協定を締結していただきます。

NPO、森林ボランティア団体等の皆様へ

里山協定林をフィールドとした保全活動(計画~実行)にご参画下さい。

2

【新】「木の駅プロジェクト推奨事業」 <市町を通じて自伐型林業に取り組む団体が実施>

事業概要

自伐型林業に取り組む団体

- ① 機械器具購入
- ② 木材の搬出・運搬

支援

- ・木質バイオマス資源の有効活用
- ・エネルギーの地産地消
- ・新たな担い手の確保・創出

*自伐型林業を行うのに必要な技術研修や安全講習を県が開催します。

補助率:①1/2以内(上限額50万円)
②定額



▲ 木材を搬出している様子

3

「流域の森林づくりを考える会推進事業」 <地域住民、森林所有者、NPO 等が実施>

事業概要

流域の森林づくりを考える会^{※1}

- ・フォーラム、ワークショップ等の開催
- ・森林づくりのあり方の検討と提案

支援

※1 地域住民・森林所有者・森林組合・NPO 等により組織

県民の皆様へ

会メンバーとしての参画や、会が開催するフォーラム等へのご参加をお願いします。



▲ 森林づくりについての検討会

7 未来へつなぐ木の良さ体感事業

木のぬくもりや良さを体感する機会を県民の皆さんに提供することで、滋賀の風土にあった「びわ湖材」を積極的に使うことを普及啓発します。

「びわ湖材」とは…産地証明された県産木材



びわ湖材を使用した住宅 ▶



1 「木の香る淡海の家推進事業」 < 県産木材活用推進協議会が実施 >

事業概要

住宅新築時等※1に「びわ湖材」を使用

支援

- ・地産地消の推進
- ・地球温暖化防止

※1 一戸建て住宅の新築（40万円または30万円/戸を助成）、既存住宅の耐震、バリアフリー改修（補強用製材品の無償提供）

県内で建設業を営んでいる大工さん、工務店の皆様へ

地域の木を使うことは、地域の森づくりにつながりますので、ぜひご応募下さい。詳しくは、滋賀県木材協会ホームページをご覧ください。

2 「木の学習机等木製品利用促進事業」 < 市町、学校法人、社会福祉法人などが実施 >

3 「びわ湖材利用促進事業」 < 市町、学校法人、社会福祉法人などが実施 >

事業概要

2-a びわ湖材を用いた製品の公共スペースへの導入

2-b 小中学校等での木製学習機の整備

3 公共性の高い施設への「びわ湖材」を使用

支援

- ・木材の良さPR
- ・地産地消の推進
- ・地球温暖化防止
- ・びわ湖材流通の定着

2-a 補助率：1/2以内（補助金上限額250万円）
2-b 補助率：1/2以内（学習機と椅子のセット 補助金上限額1組15,000円。学習機天板 補助金上限額1枚5,000円）
3 補助率：2/3以内（部材購入費のみ対象。補助金上限額1,000万円、ただし内装木質化のみは500万円）



▲ びわ湖材を使用した保育園

4 新 「木質バイオマス利活用促進事業」 < 個人、事業所への支援 >

事業概要

薪ストーブ、ペレットストーブの導入

支援

補助率：1/6以内（上限額5万円）



5 「森の資源研究開発事業」 < 企業や研究機関などの団体が実施 >

事業概要

- ・森林資源を利用した製品開発
- ・森林空間を活用する研究開発

支援

企業、研究機関、NPO、市町等の皆様へ

積極的なご応募をお待ちしています。なお、応募いただいた内容は、審査会で審査されます。

補助率：1/2以内
補助金上限額：○県産材活用のための技術開発・製品開発・調査研究 750万円 ○その他の調査研究 50万円

6 「『びわ湖材』産地証明事業」 < 県産木材活用推進協議会などが実施 >

事業概要

産地証明制度の普及
品質認定取得の支援

- ・地産地消の推進
- ・輸送に伴う二酸化炭素の低減

補助率：1/2以内

木材業者・製材業者の皆様へ

びわ湖材を取り扱うためには、審査を受けていただく必要があります。認定申請書を県産木材活用推進協議会にご提出の上、審査を受けて下さい。

8 森林環境学習事業

木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てます。

1 新 「ウッドスタート支援事業」 < 市町が実施 >

事業概要

乳幼児への木製食器や玩具の提供

- ・木育の推進
- ・健やかな子どもの成長



▲ 森林環境学習「やまのこ」

2 「森林環境学習『やまのこ』事業」 < 県および市町が実施 >

事業概要

小学校4年生を対象とする森林環境学習

森林への理解と関心

3 新 「ウッド・ジョブ体感事業」 < 市町が実施 >

事業概要

中学生を対象とする林業職場体験

次代の林業担い手育成

